

警視庁警察職員服務規程（平成 25 年 12 月 16 日訓令甲第 31 号）抜粋

（応接の基本）

第 14 条 職員は、応接に際しては、親切、丁寧及び迅速を旨とし、常に相手の立場に立ってこれに当たらなければならない。

（相談事案等への的確な対応）

第 16 条 職員は、各種相談事案等の受理に際しては、積極的にこれに対応し、迅速かつ的確に対処しなければならない。

2 職員は、被害者、相談者等に対しては、その心情等を理解し、これに配慮して対応しなければならない。